



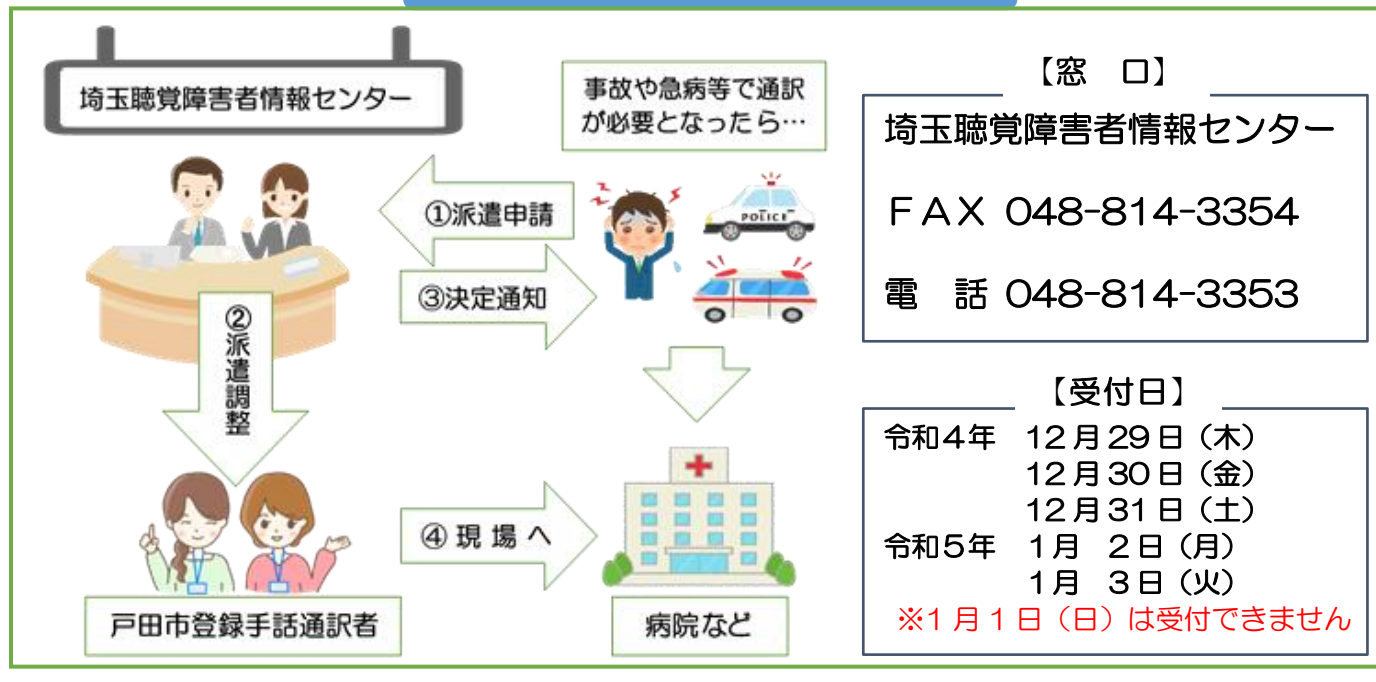
< 年末年始の手話通訳者派遣事務所について >

年末年始期間：令和4年12月29日（木）～ 令和5年1月3日（火）

上記期間中、戸田市手話通訳者派遣事務所はお休みです。万が一事故や急病等で緊急に手話通訳が必要になった場合の手話通訳者派遣の受付窓口は下記の通りです。

手話通訳が必要な場合は、12月28日（水）までに戸田市手話通訳者派遣事務所へお申込みいただければ手話通訳者を派遣できますのでご利用ください。

連休期間中の手話通訳者派遣の流れ



心身障害者福祉センター事業

要約筆記ボランティア入門講座 受講生募集

要約筆記とは、聴覚障害者に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことです。この講座は要約筆記の基礎知識と理解を深めることを目的に実施します。興味のある方はぜひご参加ください。

- 日 時 令和5年2月1日（水）～ 令和5年3月1日（水）
毎週水曜日 全5回 午前9時半～午前11時半
- 場 所 戸田市立心身障害者福祉センター
- 対 象 ①ボランティア活動に関心のある方
②市内在住又は在勤の18歳以上の方
- 定 員 10名（先着順）
- 費 用 無料
- 申込方法 令和5年1月25日（水）までに申込書に記入し
心身障害者福祉センターへ提出してください。
（電話やFAXで仮申込も可）

問合せ先

戸田市立心身障害者福祉センター
〒335-0015 戸田市川岸2-4-8
電話：445-1828 FAX：441-5031



第4回登録手話通訳者会議を開催しました



10月17日(月)19時半～21時に第4回登録手話通訳者会議を開催しました。今回は「現場対応力」をテーマに、これまでの通訳現場で困り事について話し合いました。話し合う中で、聞こえない人が何を求めているのか、それに対して通訳者としてどのような行動ができるのかを考える機会になりました。通訳現場での困った経験を共有し、話し合うことで色々な人の意見を聞けました。今回の会議の意見を踏まえ、より良い通訳者を目指します。

「自転車安全利用五則」が改定されました

11月1日に「自転車安全利用五則」が改定されました。改定後の規則は以下のとおりです。規則を守り、安全に自転車に乗りましょう。

- ① 原則車道の左側を通行
(歩道を走る場合は歩行者優先)
- ② 交差点では信号と一時停止を守り
安全確認する
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用
(努力義務)



「自転車安全利用五則」等については埼玉県警察のホームページからも確認できますのでぜひご覧ください。

自転車も自動車と同じように交通違反した際には罰金や罰則が科されます。自転車にも色々な交通規則があります。この機会に日々の自転車の乗り方を再確認してみましょう。

令和4年度手話通訳者派遣実績

		生活	医療	就労	教育	行事	その他	合計
10月	(件)	16	17	0	0	14	0	47
	(人)	17	17	0	0	26	0	60
11月	(件)	11	25	0	1	19	0	56
	(人)	11	25	0	2	38	0	76

平日8時30分～17時15分まで専任手話通訳者が常駐しています。場合によっては席を外していることもありますので、予めご了承ください。派遣について、手話の学習についてなど分からないことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

〒335-0015 戸田市川岸2-4-8
(心身障害者福祉センター内)

電話：048-445-1828
FAX：048-441-5031